

第 7 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件  
神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例  
(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準)	(昇給等の基準)
第 4 条 [略]	第 4 条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 前 2 項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則で定めるところにより、 <u>当該職員</u> の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定すること	5 前 2 項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則で定めるところにより、 <u>その者</u> の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定すること

とができる。

6 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日（以下「昇給日」という。）に、人事委員会規則で定める期間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 [略]

8 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

9～12 [略]

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に

とができる。

6 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日（以下「昇給日」という。）に、人事委員会規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 [略]

8 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

9～12 [略]

応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第8の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

13 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 (327,000) (381,000)	360,600	410,500	[略]

備考

- [略]
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

別表第2 消防職給料表（第3条関係）

改正前

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000	393,200	[略]

備考

- [略]
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 消防職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 (327,000) (381,000)	360,600	410,500

備考

- [略]
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000	393,200

備考

- [略]
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 (327,000 ) (381,000 )	360,600

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
別表第6 級別基準職務表（第3条関係）	別表第6 級別基準職務表（第3条関係）																
(1) 行政職給料表級別基準職務表	(1) 行政職給料表級別基準職務表																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務 の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">係長、<u>調査役又は専門役</u>の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	係長、 <u>調査役又は専門役</u> の職務	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務 の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">係長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	係長の職務	[略]	[略]
職務 の級	基準となる職務																
[略]	[略]																
5級	係長、 <u>調査役又は専門役</u> の職務																
[略]	[略]																
職務 の級	基準となる職務																
[略]	[略]																
5級	係長の職務																
[略]	[略]																
(2) 消防職給料表級別基準職務表	(2) 消防職給料表級別基準職務表																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務 の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">係長、<u>調査役又は専門役</u>の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	係長、 <u>調査役又は専門役</u> の職務	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務 の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">係長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	係長の職務	[略]	[略]
職務 の級	基準となる職務																
[略]	[略]																
5級	係長、 <u>調査役又は専門役</u> の職務																
[略]	[略]																
職務 の級	基準となる職務																
[略]	[略]																
5級	係長の職務																
[略]	[略]																
(3)～(8) [略]	(3)～(8) [略]																
(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表	(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務	基準となる職務	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務	基準となる職務	[略]	[略]								
職務	基準となる職務																
[略]	[略]																
職務	基準となる職務																
[略]	[略]																

の級	
[略]	[略]
5級	係長、調査役又は専門役の職務
[略]	[略]

の級	
[略]	[略]
5級	係長の職務
[略]	[略]

別表第7 育児休業代替任期付職員の職務の級（第4条関係）

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	1級及び2級
消防職給料表	1級及び2級
教育職給料表(2)	1級及び2級
教育職給料表(3)	1級及び2級
教育職給料表(5)	1級及び2級
医療職給料表(1)	1級
医療職給料表(2)	1級及び2級

別表第8 [略]

別表第7 [略]

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----



(職員)

第2条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく執行機関の規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条第1項第2号による退職に係る部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限

(職員)

第2条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく執行機関の規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条中行政整理による退職及び定年に達したことによる退職に係る部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1

りでない。

(退職日給料月額)

第5条 この条例で「退職日給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条から第9条の3まで及び第9条の5から第9条の7までの規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間において、1年に満たない端数が生じるときは、6箇月未満はこれを切り捨て、6箇月以上はこれを1年に切り上げる。

8 前項の規定は、第17条第2号の規定により退職手当の額を計算する場

号に掲げる職員については、この限りでない。

(給料月額)

第5条 この条例で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。ただし、第9条の2、附則第4条及び附則第8条においては、単に給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条、第9条及び第9条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間において、3箇月未満の在職期間又は端数はこれを切り捨て、3箇月以上9箇月未満は6箇月とし、9箇月以上はこれを1年に切り上げる。

合における勤続期間の計算について  
は、適用しない。

(自己の都合による退職等の場合の  
退職手当の基本額)

第8条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者 (以下この項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の

(普通退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 30年を超える期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た

規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者  
100分の60
- (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者  
100分の80
- (3) 勤続期間 16年以上19年以下の者  
100分の90

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第9条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、第3項から第5項までに規定するその者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

額とする。

- (1) 勤続期間 10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間 10年を超え15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間 15年を超え20年未満の者 100分の90

3 第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第9条 行政整理により退職した者、定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。）その他これらに準ずる事由により退職した者であつて規則で定めるもの、死亡した者であつてこれに準ずるものとして規則で定めるもの及び公務上の傷病若しくは通勤によ

る傷病によりその職に堪えずして退職し、又は公務上死亡し、若しくは通勤により死亡した者であつて規則で定めるものに対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち規則で定めるもの
- (4) 通勤による傷病又は死亡により退職した者のうち規則で定めるもの
- (5) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の205
- (4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の190
- (5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の185
- (6) 30年を超え32年以下の期間については、1年につき100分の110

が市長の承認を得たもの

(7) 第10条の3第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、傷病（公務上の傷病及び通勤による傷病を除く。）を事由とする休職期間の満了により退職し、死亡（公務上の死亡及び通勤による死亡を除く。）により退職し（規則で定めるものに限る。）、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第5項の規定に該当する場合を除くほか、第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(7) 32年を超える期間については、1年につき100分の100

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち勤続期間が10年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の100」とし、勤続期間が10年を超え20年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の165」とあるのは「100分の137.5」と、同項中「100分の205」とあるのは「100分の200」とする。

3 前2項の規定は、傷病（公務上の傷病及び通勤による傷病を除く。）を事由とする休職期間の満了により退職した者又は死亡した者（公務上死亡した者及び通勤により死亡した者を除く。）であつて規則で定めるものに対する退職手当の基本額の計算について準用する。

(2) 11年以上25年以下の期間について

ては、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間について

ては、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1

年につき100分の105

4 勤続期間が1年以上10年以下であ

る者における前項の適用について

は、同項第1号中「1年につき100

分の150」とあるのは「1年につき

100分の100」とする。

5 勤続期間が11年以上24年以下であ

る者における第1項に規定する勤続

期間の区分及び当該区分に応じた割

合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間について

ては、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間について

ては、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間について

ては、1年につき100分の200

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

4 第1項（前項において準用する場

合を含む。以下この項において同

じ。）の規定により計算した退職手

当の基本額が、給料月額に47.709を

乗じて得た額を超えるときは、第1

項の規定にかかわらず、その乗じて

得た額をその者の退職手当の基本額

とする。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) [略]

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の

第9条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、職員の退職又は死亡の日における給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) [略]

(2) 職員の退職又は死亡の日における給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の



退職日給料月額に対する割合

イ [略]

2 [略]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条の3 第9条第1項(第1号、第5号及び第6号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第9条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職の日において定め

職員の退職又は死亡の日における給料月額に対する割合

イ [略]

2 [略]

	額	<p>られているその者に 係る定年と退職の日 におけるその者の年 齢との差に相当する 年数1年につき100 分の3（退職の日に おいて定められてい るその者に係る定年 と退職の日における その者の年齢との差 に相当する年数が1 年である職員にあつ ては、100分の2） を乗じて得た額の合 計額</p>
第9条第2項第1号	及び 特定 減額 前給 料月 額	<p>並びに特定減額前給 料月額及び特定減額 前給料月額に退職の 日において定められ ているその者に係る 定年と退職の日にお けるその者の年齢と の差に相当する年数 1年につき100分の 3（退職の日におい て定められているそ の者に係る定年と退 職の日におけるその</p>

		者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第9条第2項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第9条第2項第1号	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職し

第 2 号 イ	た理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 2 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
------------	---

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第 9 条の 4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 9 条の 5 第 8 条及び第 9 条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 47.709 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 その者の職員としての引き続いた  
在職期間の初日の前日以前において、この条例の規定による一般の退職手当の支給を受けたことがある場合（規則で定める場合に限る。）であつて、現に支給を受けた退職手当の基本額の当該退職手当に係る退職日給料月額に対する割合（この条例に基づく一般の退職手当の支給を受けたことが2回以上ある場合にあつては、現に支給を受けたそれぞれの退職手当の基本額の当該退職手当に係る退職日給料月額に対する割合の合計をいう。以下、「過去の支給割合」という。）と、この退職における第8条及び第9条の規定により計算した退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合の合計が47.709を超えるときは、前項中「47.709」とあるのは「47.709から過去の支給割合を控除した割合」と読み替えるものとする。

第9条の6 第9条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合（以下、「特定減額前支給割合」という。）の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同

項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 47.709以上 特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額

(2) 47.709未満 特定減額前給料月額に特定減額前支給割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

2 その者の職員としての引き続いた在職期間の初日の前日以前において、この条例の規定による一般の退職手当の支給を受けたことがある場合（規則で定める場合に限る。）であつて、過去の支給割合とこの退職における第9条の2第1項第2号アに掲げる割合の合計が47.709を超えるときは、前項中「同項第2号イに掲げる割合（以下、「特定減額前支給割合」という。）の区分に応じ」とあるのは「同項第2号イに掲げる割合（以下、「特定減額前支給割合」という。）と過去の支給割合の合計の区分に応じ」と、同項第1号中「47.709を乗じて」とあるのは「47.709から過去の支給割合を控除した割合を乗じて」と、同項第2号

中「当該割合」とあるのは「当該割合と過去の支給割合の合計」と読み替えるものとする。

第9条の7 第9条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条の5第1項	第8条及び第9条	第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められ

		<p>ているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額</p>
	これらの	<p>第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条の</p>
第9条の5第2項	第8条及び第9条	<p>第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条</p>
	退職日給料月額	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係</p>



		る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第9条の6第1項各号列記以外の部分	第9条の2第1項の	第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条の2第1項の
	同項第2号イ	第9条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第9条の6第1項	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定めら

<p>第 1 号</p>		<p>れているその者に 係る定年と退職の 日におけるその者 の年齢との差に相 当する年数1年に つき100分の3 (退職の日におい て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と の差に相当する年 数が1年である職 員にあつては、 100分の2)を乗 じて得た額の合計 額</p>
<p>第 9 条の 6第 1項 第 2 号</p>	<p>特 定 減 額 前 給 料 月 額</p>	<p>特定減額前給料月 額及び特定減額前 給料月額に退職の 日において定めら れているその者に 係る定年と退職の 日におけるその者 の年齢との差に相 当する年数1年に つき100分の3 (退職の日におい</p>

	<p>て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と の差に相当する年 数が1年である職 員にあつては、 100分の2)を乗 じて得た額の合計 額</p>
<p>第9条 の2第 1項第 2号イ</p>	<p>第9条の3の規定 により読み替えて 適用する第9条の 2第1項第2号イ</p>
<p>及び退 職日給 料月額</p>	<p>並びに退職日給料 月額及び退職日給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き100分の3(退 職の日において定 められているその 者に係る定年と退 職の日におけるそ</p>

	の者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第9条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第10条 [略]

2、3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 第9条第1項又は第2項に規定する者で勤続期間が5年未満のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 第1項から前項までの規定にかかわらず、その者の職員としての引き続いた在職期間の初日の前日以前において、この条例の規定による一般の退職手当の支給を受けたことがあ

(退職手当の調整額)

第10条 [略]

2、3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 第9条第1項又は第3項に規定する者で勤続期間が5年未満のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

る場合（規則で定める場合に限る。）における職員に対する退職手当の調整額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 次のア及びイに掲げる退職手当の調整額の算定の基礎となる基礎在職期間の各月を通算した各月ごとの調整月額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額の範囲内で規則で定める額

ア 現に支給を受けた退職手当の調整額（この条例に基づく一般の退職手当の支給を受けたことが2回以上ある場合にあっては、現に支給を受けたそれぞれの退職手当の調整額の合計をいう。第2号において同じ。）における基礎在職期間の初日の属する月から当該基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち規則で定めるものを除く。）

イ この退職における基礎在職期

間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち規則で定めるものを除く。）

(2) 現に支給を受けた退職手当の調整額

6 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条の2 第9条第1項に規定する者（同項第5号に規定する者を除く。）で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、第9条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年の者 100分の360

(2) 勤続期間2年の者 100分の450

(3) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(定年前に退職する意思を有する職

5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条の2 第9条第1項に規定する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、第9条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

員の募集等)

第10条の3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(2) 募集する人数

(3) 募集の期間

(4) 募集の対象となるべき職員の範囲

(5) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(6) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手

続

(7) 第12項の規定による通知の予定

時期

(8) 第7項に規定する時点で募集の

期間が満了するものとするとき

は、その旨及び同項に規定する応

募上限数

(9) 募集に関する問合せを受けるた

めの連絡先

(10) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項

第4号に掲げる職員を記載するとき

は、当該職員の範囲に含まれる職員

の数が募集をする人数に1を加えた

人数以上となるようにしなければならない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集

の期間を記載するときは、その開始

及び終了の年月日時を明らかにして

しなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成す

るため必要があると認めるときは、

募集の期間を延長することができる。

る。

6 任命権者は、前項の規定により募

集の期間を延長した場合には、直ち

にその旨及び延長後の募集の期間の

終了の年月日時を当該募集の対象と



なるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2条第2項及び第3項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第2項に規定する退職すべき期

日又は期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するため

に必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

12 任命権者は、認定をし、又はしな

い旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

14 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得

たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第11条の2第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第18条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで

管理又は監督に係る職務を怠つた  
場合における懲戒処分を除く。)  
又はこれに準ずる処分を受けたと  
き。

(5) 第9項の規定により応募を取り  
下げたとき。

附 則

第3条 当分の間、退職手当の基本額  
は第8条から第9条の2までの規定  
により計算した額にそれぞれ100分  
の83.7を乗じて得た額とし、その額  
が退職日給料月額に47.709を乗じて  
得た額を超えるときの退職手当の基  
本額はその乗じて得た額とする。こ  
の場合において、第10条の2第1項  
中「前条」とあるのは、「前条並び  
に附則第3条」とする。

第6条 当分の間、第9条第1項の規  
定は、60歳（神戸市職員の定年等  
に関する条例等の一部を改正する等  
の条例（令和4年10月条例第10号）第  
1条の規定による改正前の神戸市職  
員の定年等に関する条例（昭和59年  
3月条例第59号。以下「令和5年旧

附 則

第3条 第8条第3項及び第9条第4  
項の規定にかかわらず、当分の間、  
退職手当の基本額は第8条第1項及  
び第2項並びに第9条第1項及び第  
2項の規定により計算した額に100  
分の83.7を乗じて得た額とし、その  
額が給料月額に47.709を乗じて得た  
額を超えるときの退職手当の基本額  
はその乗じて得た額とする。この場  
合において、第9条の2第1項中  
「前2条」とあるのは、「前2条並  
びに附則第3条」とし、第10条の2  
第1項中「前条」とあるのは、「前  
条及び附則第3条」とする。

第6条 当分の間、第9条第1項の規  
定は、60歳（神戸市職員の定年等  
に関する条例等の一部を改正する等  
の条例（令和4年10月条例第10号）第  
1条の規定による改正前の神戸市職  
員の定年等に関する条例（昭和59年  
3月条例第59号。以下「令和5年旧

職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第9条 当分の間、第9条第1項第7号に掲げる者に対する第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員及び附則第7条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員にあつては63歳とし、附則第7条第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第7条第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。)に達する日」と、第9条の3の表第9条第1項の項、第9条の2第1項

職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第 1 号の項及び第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 9 条の 7 の表第 9 条の 5 の項、第 9 条の 6 第 1 項第 1 号の項及び第 9 条の 6 第 1 項第 2 号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和 5 年旧職員定年条例第 3 条第 2 号に掲げる職員及び附則第 7 条各号に掲げる職員以外の者にあつては 60 歳とし、令和 5 年旧職員定年条例第 3 条第 2 号に掲げる職員にあつては 63 歳とし、附則第 7 条第 1 号に掲げる職員にあつては 65 歳とし、附則第 7 条第 2 号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。

第 10 条 当分の間、第 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第 9 条の 3 及び第 9 条の 7 の規定の適用については、第 9 条の 3 本文中「6 月」とあ



るのは「0月」と、同条の表第9条第1項の項、第9条の2第1項第1号の項及び第9条の2第1項第2号の項並びに第9条の7の表第9条の5の項、第9条の6第1項第1号の項及び第9条の6第1項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

令和5年旧職員定年 条例第3条第2号に 掲げる職員及び附則 第7条各号に掲げる 職員以外の者	60歳
令和5年旧職員定年 条例第3条第2号に 掲げる職員に掲げる 職員	63歳
附則第7条第1号に 掲げる職員	65歳
附則第7条第2号に 掲げる職員	規則で定め る年齢

第11条 当分の間、第9条第1項（第1号、第5号及び第6号を除く。）に規定する者に対する第9条

の3の規定の適用及び第10条の3の規定の適用については、第9条の3本文及び第10条の3第1項中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前条の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第9条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条の3第1項中「定年」とあるのは、「定年前」である場合を除き、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条 当分の間、第9条第1項第2号から第4号に掲げる者であつて附則第10条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3の表第9条第1項の項、第9条の2第1項第1号の項及び第9条の2第1項第2号の項並びに第9条の7の表第9条の5の項、第9条の6第1項第1号の項及び第9条の6第1項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員に

あつては、100分の2)」とあるのは、「附則第10条の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第13条 当分の間、第9条第1項第2号から第4号に掲げる者であつて附則第10条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3の表第9条第1項の項、第9条の2第1項第1号の項及び第9条の2第1項第2号の項並びに第9条の7の表第9条の5の項、第9条の6第1項第1号の項及び第9条の6第1項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日におい

て定められているその者に係る定年  
と退職の日におけるその者の年齢と  
の差に相当する年数で除して得た割  
合」とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、<u>次の各号に掲げる職とする。</u></p> <p>(1) <u>神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職</u></p> <p>(2) <u>教育職給料表(2)及び教育職給</u></p>	<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、<u>神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職とする。</u></p>

<p><u>料表(5)の適用を受ける4級以上の職員及び教育職給料表(3)の適用を受ける3級の職員のうち、神戸市職員の給与等に関する条例第10条の6の規定による管理職手当を支給されない職</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
---	--------------

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号。以下「退職手当金条例」という。)の規定の適用については、派</p>	<p>(職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号。以下「退職手当金条例」という。)の規定の適用については、派</p>

遣先団体の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに第9条第1項及び第2項に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。

2～4 [略]

（採用された職員に関する退職手当金条例の特例）

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当金条例の規定の適用については、特定法人の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに第9条第1項及び第2項に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。

遣先団体の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに第9条第1項及び第3項に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。

2～4 [略]

（採用された職員に関する退職手当金条例の特例）

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当金条例の規定の適用については、特定法人の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに第9条第1項及び第3項に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。

（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)</p> <p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、<u>退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する退職日給料月額とする。</u></p> <p><u>2 神戸市職員退職手当金条例第9条の2第1項に規定する特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日（以下、「特定日」という。以下同じ。）において附則第4条の規定による給料を支給されていた職員が退職し、又は死亡し、退職</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)</p> <p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する<u>給料月額</u>とする。</p>

手当の支給を受けることとなる場合において、特定日における給料月額が、特定日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、特定日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第9条の2第1項に規定する特定減額前給料月額とする。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中神戸市職員の給与等に関する条例別表第3の改正規定を次のように改正する。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2級	[略]
	号給	[略]	給料月額	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]
	1		183,300	
	2		185,100	
	3		187,000	

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2級	[略]
	号給	[略]	給料月額	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]
	1		181,700	
	2		183,500	
	3		185,300	



4	188,900	4	187,200
5	190,800	5	189,000
6	192,700	6	190,900
7	194,600	7	192,800
8	196,500	8	194,700
9	198,500	9	196,600
10	200,500	10	198,600
11	202,500	11	200,600
12	204,500	12	202,600
13	206,500	13	204,500
14	208,600	14	206,600
15	210,600	15	208,600
16	212,600	16	210,600
17	214,600	17	212,600
18	216,300	18	214,400
19	218,000	19	216,200
20	219,700	20	218,000
21	221,400	21	219,600
22	223,500	22	221,700
23	225,600	23	223,800
24	227,700	24	225,900
25	229,800	25	228,000
26	231,900	26	230,100
27	234,000	27	232,200
28	236,100	28	234,300
29	238,200	29	236,400
30	240,700	30	238,900
31	243,100	31	241,400

32	245,600	32	243,900
33	247,900	33	246,300
34	250,300	34	248,700
35	252,700	35	251,200
36	255,000	36	253,600
37	257,500	37	256,000
38	260,000	38	258,500
39	262,400	39	261,000
40	264,900	40	263,500
41	267,300	41	265,900
42	269,700	42	268,300
43	272,000	43	270,700
44	274,400	44	273,100
45	276,800	45	275,500
46	278,900	46	277,600
47	281,000	47	279,700
48	283,100	48	281,800
49	285,100	49	283,800
50	287,300	50	286,100
51	289,500	51	288,400
52	291,700	52	290,700
53	293,800	53	292,900
54	296,200	54	295,400
55	298,600	55	297,800
56	301,100	56	300,400
57	303,500	57	302,900
58	306,100	58	305,500
59	308,700	59	308,100

60	311,300
61	313,800
62	316,300
63	318,500
64	320,800
65	323,400
66	325,800
67	328,200
68	330,500
69	332,800
70	334,900
71	337,000
72	339,100
73	341,200
74	343,400
75	345,500
76	347,600
77	349,700
78	351,800
79	353,800
80	355,800
81	357,800
82	359,900
83	361,900
84	363,900
85	365,900
86	367,800
87	369,700

60	310,800
61	313,400
62	315,900
63	318,200
64	320,500
65	323,000
66	325,400
67	327,800
68	330,200
69	332,400
70	334,600
71	336,700
72	338,900
73	340,900
74	343,000
75	345,200
76	347,300
77	349,400
78	351,500
79	353,500
80	355,500
81	357,500
82	359,600
83	361,600
84	363,600
85	365,600
86	367,600
87	369,500

88	371,600
89	373,500
90	375,400
91	377,300
92	379,200
93	381,000
94	382,800
95	384,600
96	386,400
97	388,200
98	390,000
99	391,800
100	393,600
101	395,300
102	396,900
103	398,500
104	400,000
105	401,500
106	402,200
107	402,900
108	403,600
109	404,200
110	404,900
111	405,600
112	406,300
113	406,900
114	407,600
115	408,300

88	371,400
89	373,300
90	375,200
91	377,100
92	379,000
93	380,800
94	382,600
95	384,400
96	386,200
97	388,000
98	389,800
99	391,600
100	393,400
101	395,100
102	396,700
103	398,300
104	399,800
105	401,300
106	402,100
107	402,800
108	403,500
109	404,100
110	404,800
111	405,600
112	406,300
113	406,800
114	407,500
115	408,300

116	409,100
117	409,600
118	410,300
119	411,000
120	411,600
121	412,200
122	412,800
123	413,400
124	413,900
125	414,400
126	414,900
127	415,400
128	415,900
129	416,400
130	416,800
131	417,200
132	417,600
133	418,000
134	418,400
135	418,800
136	419,200
137	419,500
138	419,800
139	420,100
140	420,400
141	420,700
142	421,000
143	421,300

116	409,100
117	409,600
118	410,300
119	411,000
120	411,600
121	412,200
122	412,800
123	413,400
124	413,900
125	414,400
126	414,900
127	415,400
128	415,900
129	416,400
130	416,800
131	417,200
132	417,600
133	418,000
134	418,400
135	418,800
136	419,200
137	419,500
138	419,800
139	420,100
140	420,400
141	420,700
142	421,000
143	421,300

144	421,600	144	421,600
145	421,800	145	421,800
146	422,100	146	422,100
147	422,400	147	422,400
148	422,700	148	422,700
149	422,900	149	422,900
150	423,200	150	423,200
151	423,500	151	423,500
152	423,700	152	423,700
153	423,900	153	423,900
154	424,200	154	424,200
155	424,500	155	424,500
156	424,700	156	424,700
157	424,900	157	424,900
158	425,200	158	425,200
159	425,500	159	425,500
160	425,700	160	425,700
161	425,900	161	425,900
162	426,200	162	426,200
163	426,500	163	426,500
164	426,700	164	426,700
165	426,900	165	426,900
166	427,200	166	427,200
167	427,500	167	427,500
168	427,700	168	427,700
169	427,900	169	427,900
170	428,200	170	428,200
171	428,500	171	428,500

	172	428,700		
	173	428,900		
	174	429,200		
	175	429,500		
	176	429,700		
	177	429,900		
[略]		[略]	[略]	[略]
備考 [略]				
ウ～オ [略]				

	172	428,700		
	173	428,900		
	174	429,200		
	175	429,500		
	176	429,700		
	177	429,900		
[略]		[略]	[略]	[略]
備考 [略]				
ウ～オ [略]				

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 （給料表の改定に伴う経過措置）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前2項の規定は、給与条例附則第12項の適用を受ける職員には適用しない。</u></p> <p>（退職手当に関する経過措置）</p> <p>第5条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、</p>	<p>附 則 （給料表の改定に伴う経過措置）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（退職手当に関する経過措置）</p> <p>第5条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、</p>

又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する退職日給料月額とする。

2 神戸市職員退職手当金条例第9条の2第1項に規定する特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日（以下、「特定日」という。以下同じ。）において附則第3条第1項又は第2項の規定による給料を支給されていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当の支給を受けることとなる場合において、特定日における給料月額が、特定日におけるその者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給す

又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。



る給料の額との合計額に満たないと  
きは、特定日におけるその者の給料  
月額と附則第3条第1項又は第2項  
の規定により支給する給料の額との  
合計額をもって、神戸市職員退職手  
当金条例第9条の2第1項に規定す  
る特定減額前給料月額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条のうち神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例第2条中神戸市職員の給与等に関する条例別表第3の改正規定 公布の日

(2) 第1条中神戸市職員の給与等に関する条例第4条第8項並びに別表第1、別表第2、別表第4（各別表の備考2を除く。）及び別表第6の改正規定  
令和6年4月1日

(昇給に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下、「改正後の給与条例」という。）第4条第7項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員であって次の各号に該当するもの（附則別表第1の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員を除く。）に対する改正後の給与条例第4条第8項の適用については、同項の施行日から令和10年3月31日までの間においては、なお従前の例による。この場合において、第1条の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例第4条第8項中「2号給」とあるのは、「1号給」とする。

(1) 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第1号及び第2号に掲げる職員以外の者であって、当該昇給を行う年

度における4月1日時点の年齢が60歳未満のもの

(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が63歳未満のもの

(3) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員であって、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が65歳未満のもの

(退職手当に関する経過措置)

第3条 職員が施行日から令和7年3月31日までの間に新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することにより、第2条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例（以下「令和5年改正退職手当金条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として令和5年改正退職手当金条例第9条第1項若しくは第2項又は附則第6条の規定により退職した場合において、その者が施行日の前日に第2条の規定による改正前の神戸市職員退職手当金条例（以下「令和5年改正前退職手当金条例」という。）第9条第1項又は第3項の規定により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間、同日における給料月額（他の職員との均衡を考慮して任命権者が別に定める者については任命権者が定める給料月額に相当する額）を基礎として、令和5年改正前退職手当金条例第9条及び附則第3条の規定により計算した退職手当の基本額が、令和5年改正退職手当金条例第9条から第9条の7まで及び附則第3条及び附則第6条から附則第13条までの規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の基本額とする。

（施行細則の委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第2条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表第1

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	6級から8級まで

消防職給料表	6級及び7級
教育職給料表(2)	5級
教育職給料表(5)	5級
医療職給料表(1)	3級及び4級
医療職給料表(2)	6級

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。